

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【公開番号】特開2017-56337(P2017-56337A)

【公開日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-012

【出願番号】特願2016-256945(P2016-256945)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電極部を有した複数の実装用電子部品を用いて遊技にかかる制御が実行されうる特定制御部を備え、特別の遊技結果が得られた場合、遊技者に対して特典を付与しうる遊技機であって、

前記複数の実装用電子部品には、ディスクリート部品と集積回路部品とが含まれており、

前記特定制御部は、

実装用電子部品に設けられた電極部が基板内に挿入されるかたちで実装される挿入実装領域と、

実装用電子部品に設けられた電極部が基板の表面上に置かれるかたちで実装される表面実装領域と

を有しており、

前記特定制御部には、前記集積回路部品及び前記ディスクリート部品のいずれもが複数個ずつ実装されるが、前記集積回路部品については、それらの全てが前記挿入実装領域に実装されるのに対し、前記ディスクリート部品については、前記挿入実装領域と前記表面実装領域との両方に実装されるようになっており、

さらに、

前記特定制御部は、前記挿入実装領域と前記表面実装領域とのうち前記表面実装領域が形成されて該表面実装領域に前記複数の実装用電子部品のうち一の種類のディスクリート部品のみが実装された特定基板を有する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、このような遊技機では、遊技興趣が低下しうる。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】**

手段1：電極部を有した複数の実装用電子部品を用いて遊技にかかる制御が実行される特定制御部を備え、特別の遊技結果が得られた場合、遊技者に対して特典を付与しうる遊技機であって、

前記複数の実装用電子部品には、ディスクリート部品と集積回路部品とが含まれており、

前記特定制御部は、

実装用電子部品に設けられた電極部が基板内に挿入されるかたちで実装される挿入実装領域と、

実装用電子部品に設けられた電極部が基板の表面上に置かれるかたちで実装される表面実装領域と

を有しております、

前記特定制御部には、前記集積回路部品及び前記ディスクリート部品のいずれもが複数個ずつ実装されるが、前記集積回路部品については、それらの全てが前記挿入実装領域に実装されるのに対し、前記ディスクリート部品については、前記挿入実装領域と前記表面実装領域との両方に実装されるようになっており、

さらに、

前記特定制御部は、前記挿入実装領域と前記表面実装領域とのうち前記表面実装領域が形成されて該表面実装領域に前記複数の実装用電子部品のうち一の種類のディスクリート部品のみが実装された特定基板を有する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**削除**【補正の内容】****【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**削除**【補正の内容】****【手続補正6】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0010**【補正方法】**削除**【補正の内容】**